

看護職員処遇改善評価料について

2023年7月1日
公益社団法人 石川勤労者医療協会

公益社団法人石川勤労者医療協会では、看護職員処遇改善評価料の算定による看護職員の処遇改善を実施しています。これにともない、看護職員への手当金額を以下のとおり定めます。なお、労働組合より同意の意思表示を受けていることを申し添えます。

看護職員処遇改善評価料による手当

【金額】 常勤職員 月額12,000円
非常勤職員 月額12,000円（週20時間以上契約）
非常勤職員 月額 7,500円（週20時間未満契約）

【支給日】 就業規則第48条に準じる